

# 合衆国南西部における鉄道用地の譲与と先住民 —アリゾナ州ワラパイの事例から—

中 野 由 美 子

## I. はじめに

近年の連邦最高裁判所では、インディアンの権原の有効性を承認する判決が下された。…[中略] …「世界で一番美しい娘も、持っているものしか与えられない。」(“Même la plus belle fille du monde ne peut donner que ce qu’elle a.”) 合衆国の国璽つきの証書が土地譲与の有効性を保証していると信じていた被譲与者は、残念なことに、このフランスの格言を身をもって体現することになった。連邦政府でさえも、自らが所有していないものは譲与できないのだ<sup>1</sup>。

この一文は、法律家フェリクス・コーエン (Felix S. Cohen) による論考からの引用である。コーエンは、1933年から1948年まで内務省の法務官や訟務長官 (Solicitor General) の特別次官補などを歴任し、先住民関連法案の起草や裁判に直接かかわる一方で、大著『連邦インディアン法事典<sup>2</sup>』を編纂したことでも知られている。冒頭の引用文は、1941年にコーエンが訟務長官を補佐する立場として臨んだ、連邦最高裁判所における訴訟について述べたものである。その裁判とは、合衆国が鉄道会社に譲与した土地について争われた合衆国対サンタフェ・パシフィック鉄道会社事件<sup>3</sup> (*United States, as Guardian of the Hualpai Indians of Arizona v. Santa Fe Pacific Railroad Co.*) であった。連邦最高裁判所は、当該の譲与地について、アリゾナ州のワラパイ (Hualpai あるいは Walapai<sup>4</sup>) 先住民が「インディアンの権原」(Indian title) を有していると判示したのである。このことは、鉄道会社のもつ権原よりも、ワラパイ先住民が有する権原のほうが優越することを意味していた。つまり、合衆国の国璽つきの証書による土地譲与であっても、先住民がそれに優越する権原を当該地に対して有しているのならば、合衆国は「自らが所有していないもの」を鉄道会社に譲与することはできないのだった。

1941年の合衆国対サンタフェ・パシフィック鉄道事件判決は、アリゾナ州内の積年の論争や先住民権利擁護運動の一つの帰結であり、さらに新たな論議を生み出す契機ともなった重要な判決である。この裁判が注目された主な理由は、「メキシコ割譲地」(Mexican Cession Area) —1846～

48年のアメリカ・メキシコ戦争の結果、メキシコから割譲された現・合衆国南西部の土地—における長年の課題ともいえる先住民の土地に関する諸権利が争点となっていたからである。事実、メキシコ割譲地では、先住民の土地に関する諸権利の解釈をめぐり、各地で繰り返し訴訟が提起されてきたのである。

以上の点を踏まえて、本稿の目的は、1941年の合衆国対サンタフェ・パシフィック鉄道会社事件<sup>5</sup>に即して、メキシコ割譲地における先住民の土地に関してどのような問題提起がなされ、それに対して連邦最高裁判所はいかなる見解を示したのかを明らかにすることとしたい。この裁判は、合衆国南西部における先住民の土地をめぐる積年の利害関係が顕在化したために、衆目を集めたことでも知られている。さらに、連邦最高裁判所による判決の内容自体に対しては、法学者のあいだでも幅広い関心を集めた<sup>6</sup>。このことは、当時のローカルな政治情勢のみならず、建国以来の先住民の土地に関する判例という歴史的な文脈に位置づけて理解する必要があることを示唆している。その基礎的な作業は、建国以来の膨大な量の判決（判例）を、先住民研究の一次史料として活用するための試論ともなるだろう<sup>7</sup>。

本稿の構成は以下の通りである。最初に、次節において、先住民の諸権利と裁判所の役割に関する先行研究について、その動向と特徴を把握する。続いて第III節において、連邦最高裁判所による合衆国対サンタフェ・パシフィック鉄道会社事件判決に至る歴史的背景を整理したのち、この訴訟においてどのような問題提起がなされてきたのかを明らかにする。同時に、アメリカ先住民研究において、一次史料としての判例のもつ可能性についても検討していきたい。

次節での検討に先立ち、キーワードの定義を確認しておきたい。

本稿においては、「インディアン」（あるいは特定の「○○<sup>トライブ</sup>部族」）とは、コーエンに倣い「国家によって認定されたインディアン部族というある政治的共同体の成員あるいはその子孫」と定義する<sup>8</sup>。それに対し、「先住民」とは、ヨーロッパ系による入植以前から北米大陸に先住していた者の子孫（と自己を同定している人々を含む）とする。

続いて、「インディアンの権原」（Indian title）とは、「特定のインディアン部族が超記憶的な占有（immemorial occupancy）を理由に他のインディアン部族を排除して一定の地域を占有する権利<sup>9</sup>」を意味する。ちなみに、本稿で取り上げる裁判では、第III節で詳述するように、係争地に対してワラパイ先住民が「インディアンの権原」を有しているか否かが争点となっている。

最後に、「占有」という用語の原語についても確認しておきたい。Occupancyの訳語としての「占有」とは、「現実の占有」、「事実としての物理的占有・利用<sup>10</sup>」をする権利を意味する。また、possessionの訳語としての「占有」とは、「占有を行う権利」、「占有状態を基礎に認められる権利」を指し、使用・収益を含む場合がある<sup>11</sup>。いずれの場合も、「占有する権利」、「占有を行う権利」などと訳出している場合があるが、厳密には上記のような区別をして用いている。

## II. 「正義」を問う場としての裁判所と先住民

### 1. 先住民研究における判例研究

合衆国では、裁判所は、人々にとって身近な存在であることは周知の事実である。裁判所の判決(判例)は、人々の生活に直接影響を及ぼしてきた。このことは、合衆国史についての一般読者向けの概説書にも、連邦最高裁判所の判決が頻繁に登場することからもわかる。たとえば、公立学校における人種別学は違憲と判示した1954年の連邦最高裁判所判決は、「ブラウン判決」という略称で、大学生向けのアメリカ史の教科書や一般向けの概説書にも必ず登場する<sup>12</sup>。

法学者の寺尾美子は、合衆国の裁判所はアメリカ社会の変革期には大きな役割を果たしてきたと指摘し、次のように述べている。

アメリカの裁判所は、こうした時代にあって、一私人が、社会的不正義と信じる問題を、「正義」の体系であることを標榜する法を司る裁判官の前に持ち出すことで、公に対し、その正義・不正義の判断を迫る場として、大きな役割を果たしてきた。… [中略] …周知のようにアメリカには、様々な市民運動団体が活発に活動しているが、訴訟を通じた運動目的の実現をその重要な活動の一つとしている例も少なくない<sup>13</sup>。

その代表例としてここで挙げられているのは、前述のブラウン判決に結実した全国黒人地位向上協会(National Association for the Advancement of Colored People, 以下 NAACP と略記)による一連の訴訟活動である。NAACP は、1909年の結成時から人種差別撤廃という目的の実現のために、訴訟の可能性・有効性を見出していたのである。

先住民にとっても、公に対し「正義」を問う場として、裁判所が機能してきた歴史がある。ただし、政治的・経済的な少数者である先住民にとっては、自らの主張の正当性が認知されてこなかった事例のほうが圧倒的に多いと言わざるを得ない。この事実を重く受け止めたうえで、コーエンは次のように述べている。合衆国の領土拡張の歴史を、単に先住民の土地を非先住民が不法に略奪した歴史としてのみ捉えるならば、「インディアンの権原に関する判決の真の意義を理解することは困難である」<sup>14</sup>。確かに、先住民の土地をめぐる膨大な判例の蓄積は、実際には先住民側からみれば「合法」ではない場合が多かったにせよ、連邦法のもとでの「合法性」追求の軌跡とみなすことができる。

実際のところ、建国以来、「インディアンの権原」に関する膨大な判例が蓄積されてきたことは、何を意味しているのだろうか。その判例のなかには、「インディアンの権原」が承認された事例も含まれているが、その意義は何だろうか。言い換えれば、先住民にとって「略奪の歴史」の根幹にある土地問題について、裁判所が一先住民からみて「正義」を問う場として機能した事例があるのだろうか。もしそうだとすれば、少数派集団である先住民による問題提起がアメリカ社会にどのように受け止められたのか、あるいは拒絶されたのかを検討することで、「『正義』の体系<sup>15</sup>」の一

端を知る足掛かりとなるのではないだろうか。

以上のような点を踏まえて、本稿では、1941年の合衆国対サンタフェ・パシフィック鉄道会社事件判決に至る経緯とその意義を検討していく。この判決は、地元アリゾナにおける長年の土地紛争に区切りをつける一方で、西部諸州で新たな論議を巻き起こすことになったのである。

## 2. 先行研究の特徴

アメリカ先住民と裁判所に関する先行研究としては、当然のことながら、法学研究の領域において、建国以来の先住民に関連する制定法や判例を対象とした膨大な研究蓄積がある。なかでも、本研究が対象とする「インディアン<sup>16</sup>の権原」に関する判例研究としては、前述のコーエンによる一連の論考が挙げられる<sup>16</sup>。また、前述のコーエン編『連邦インディアン法事典』は、同事典の初版が1942年に刊行されたこともあり、最新の事例として1941年の連邦最高裁判決にたびたび言及している<sup>17</sup>。

法学者のチャールズ・ウィルキンソン（Charles F. Wilkinson）によれば、法学界・法学教育における「暗黙の現在中心の考え方」があるため、先住民に関する法事象を研究対象とする場合には時代的な偏りがみられるという<sup>18</sup>。事実、研究書のみならず大学生向けの教科書で頻繁に言及されるのは、19世紀初頭に連邦最高裁判所の首席裁判官であったジョン・マーシャル（John Marshall）についてである<sup>19</sup>。1801年から1835年まで、マーシャルが首席裁判官であった時期の連邦最高裁判所による一連の判決は、先住民の諸権利に関して、先住民のみならずアメリカ社会にも大きな影響を及ぼすものだった<sup>20</sup>。そのため、歴史的に重要な「マーシャル・コート」については、今日に至るまで多くの研究蓄積がある。それに対して、「マーシャル・コート」以外の連邦最高裁判所による判例については、ウィルキンソンの言葉を借りれば、「現在主義的」な傾向があるといえるだろう<sup>21</sup>。

他方の歴史学界では、特定の部族史<sup>トライブルヒストリー</sup>の分野において、先住民と裁判所の関わりが論じられてきた。たとえば、大学生向けの教科書としても定評のあるコリン・キャロウェイ著『ファースト・ピープルズ』には、特定の先住民集団にとって重要な連邦最高裁判決が適宜取り上げられている<sup>22</sup>。また、サンタ・アナ・プエブロ先住民が部族評議会公認の歴史書として刊行した『サンタ・アナ』は、プエブロの日常生活に直接影響を及ぼした判例について詳述している<sup>23</sup>。このように、専門書のみならず一般向けの歴史書においても、裁判所の判決が取り上げられることは決してめずらしいことではない。

しかし、部族史的<sup>トライブルヒストリー</sup>アプローチでは、判例自体の法的・政治的・社会的重要性よりもむしろ、特定の先住民集団にとっての特定の判例の意義や影響が問われる傾向がある。そのため、比較的少人数の先住民集団の場合、部族史的<sup>トライブルヒストリー</sup>な歴史研究自体が少なく、その結果、当該集団に直接かわる判例についての歴史研究もわずかしかが存在しないという傾向があるように思われる。このことは、本稿が対象とするワラパイ先住民についても当てはまる。ちなみに、ワラパイの部族としての

成員数は、1900年にはわずか600人弱であったが、1970年代には約1000人となった<sup>24</sup>。ワラパイにとって、1941年の合衆国対サンタフェ・パシフィック鉄道会社事件判決は、先祖伝来の土地のごく一部とはいえ、その土地に直接影響を及ぼす重要な裁判であった。しかし、管見の限りでは、同判決は歴史研究においては等閑に付されてきたといえるだろう。

最後に、日本における先行研究についても言及しておきたい。一方の法学研究では、市民権概念の変遷という文脈で先住民の事例を取り上げた研究として、高佐智美著『アメリカにおける市民権—歴史に揺らぐ「国籍」概念』が挙げられる。同書は、建国期から20世紀末に至るまでの先住民に関連する主要な判例を検討しており、裁判所の役割の歴史の変遷を知るうえで有益である<sup>25</sup>。藤田尚則著『アメリカ・インディアン法研究(I)～(III)』は、主要な制定法や判例を網羅的に紹介しており、さらに近年の動向を知るうえでも参考になる<sup>26</sup>。

他方の歴史研究としては、先住民に関する概説書においても、先住民に関連する連邦最高裁判所判決への言及がなされてきた。たとえば、阿部珠理編『アメリカ先住民を知るための62章』では、「自治問題」の項目において、前述の「マーシャル・コート」による一連の判決をはじめ、近年の主要な判決を取り上げている<sup>27</sup>。このことは、裁判所が先住民の人々の日常生活に密接にかかわる存在であること、さらに判例への言及なしに、先住民固有の諸権利を説明することは困難であることを示唆している<sup>28</sup>。また専門書においても、岩崎佳孝著『アメリカ先住民ネーションの形成』のように、建国以来の「インディアン・ネーション」概念を検討する際に「マーシャルの三大判決」は必ず取り上げられてきた<sup>29</sup>。加えて、特定の先住民についての事例研究のなかで、当該先住社会に多大な影響を与えた連邦最高裁判所の判決に言及するケースなどが挙げられる<sup>30</sup>。ただし、ワラパイ先住民に関しては、合衆国対サンタフェ・パシフィック鉄道会社事件の分析はもちろんのこと、概説的な研究もほとんどなされていないといえるだろう。

以上の点を踏まえて、次節では、これまで等閑に付されてきた合衆国対サンタフェ・パシフィック鉄道会社事件の事例に即して、「正義」を問う場としての裁判所においてどのような問題提起がなされたのかを検討する。この判決は、1920年代に高揚した先住民の権利擁護運動のひとつの成果でもあった<sup>31</sup>。ただし、1920年代以降の訴訟を通じた先住民側の対応や先住民権利擁護運動については、裁判所による認知を求める運動として位置づけられるものの、別稿を期すこととしたい。

### III. 合衆国南西部における土地問題

#### 1. ワラパイの土地の位置づけ

1846～48年のアメリカ・メキシコ戦争の結果、合衆国は、当時のメキシコ領のおよそ半分に相当する広大な領地をメキシコから割譲されることになった。1848年に締結されたグアダルペ・イダルゴ条約によれば、両国の国境の変動に伴い、合衆国政府からメキシコ政府に対して1500万ドルが支払われることになった<sup>32</sup>。両国のあいだの国境紛争は、アメリカ・メキシコ戦争勃発の主

因であったことからわかるように、積年の外交問題となっていた。ただし、グアダルルーペ・イダルゴ条約締結後も、両国の国境線は一部未確定であった。1848年の条約締結から約5年後に、現在のアリゾナの南端を合衆国が購入することになった。1853年のガズデン購入と呼ばれるこの一件により、両国の国境紛争は一応の終結をみた。

ちなみに、新たに合衆国領となった通称「メキシコ割譲地」には、約20万～30万人の先住民が居住していたといわれている。そのなかで、ニューメキシコ準州となった地域(主に現在のニューメキシコ州とアリゾナ州)は、約15万人の先住民人口を擁していたという<sup>33</sup>。

メキシコ割譲地のなかでも、アリゾナ北部のコロラド川流域は、非先住民のあいだでは関心が低い地域のひとつだった。その主な理由は、天然資源や肥沃な土地に恵まれていないからだだった。ところが、合衆国領となってからおよそ10年後に、首都ワシントンでは、当該地域の先住民の処遇が議論されるようになった。大陸横断鉄道の敷設という国家事業のために、コロラド川流域の土地の一部が鉄道敷設用地として必要になったからである。こうしたなか、1863年、ニューメキシコ準州の西側がアリゾナ準州として分離されることになった。この頃から、アリゾナ北部コロラド川流域のワラパイの土地に対しても、鉄道敷設用地として、非先住民が関心を寄せるようになったのである。

1860年代に、コロラド川流域に派遣されたチャールズ・ポストン(Charles D. Poston)現地監督官によれば、当該地域には、約1万人の先住民が居住していた。より具体的には、コロラド川岸のフォート・ユマからフォート・モハベまでの地域に、ユマ、モハベ、ヤバパイ、ワラパイなど複数の集団からなる先住社会が形成されていたという<sup>34</sup>。1865年、ポストン氏はこれらの先住民集団の長に招集をかけて協議会を開催し、その結果について連邦議会で次のように報告している<sup>35</sup>。これらの先住民集団に対しては、先住民のみを対象としたいいわゆるインディアン条約は締結されず、いわば放置されてきた。しかし、先住民自身は、「北東部のインディアン」と同様の処遇を求めているという<sup>36</sup>。ポストン氏らによる連邦議会での証言の後、1865年に、コロラドリヴァー保留地を設立する法案が成立した<sup>37</sup>。当該保留地は、ワラパイを含む複数の先住民集団を対象としたものだった。

1866年、サンタフェ・パシフィック鉄道会社の前身であるアトランティック・パシフィック鉄道会社に対して、合衆国が鉄道敷設用地として土地を譲与する法律が制定された<sup>38</sup>。同法による土地譲与によって、被譲与者である鉄道会社の所有となった土地には、ワラパイにとっての先祖伝来の土地の一部が含まれていた。それまでは、非先住民との間では友好的であるとみなされていたワラパイだったが、この頃から、ワラパイと非先住民とのあいだで、土地をめぐる争いが生じるようになった。

同年、ワラパイの長が非先住民によって殺害された事件が発生した<sup>39</sup>。約250人のワラパイの兵士による報復が始まり、その後の数年間、合衆国軍との武力衝突が繰り返された。1869年、ワラパイ側の最後の抵抗勢力が降伏し、コロラド・リヴァー保留地などに移住することになった。しか

し、ワラパイの人々は当該保留地での生活に馴染めず、不満が鬱積していた。他方で、ワラパイにとっての先祖伝来の地に流入した非先住民の入植者のあいだでは、ワラパイ保留地の設立を望む声が高まっていった。ワラパイ保留地が新たに設立されるほうが、自らの入植地を守ることができると考えたからであった。こうしたなかで、1883年、チェスター・アーサー大統領の行政命令により、ワラパイ・インディアン保留地が設立されることになった<sup>40</sup>。

事態が大きく動いたのは、1920年代であった。1925年、連邦議会は、区画整理を目的として、ワラパイ保留地内の土地の一部と鉄道会社の所有地の一部とを入れ替えることを許可する法を制定した<sup>41</sup>。それに対し、1920年代に高揚していた先住民の権利擁護運動の担い手たちが、当該地における鉄道会社の土地所有自体がそもそも違法であると主張し、論争に発展したのである。インディアン権利協会 (Indian Rights Association) などの権利擁護団体は、ワラパイは「インディアンの権原」を有しているので、合衆国によりその権原の消滅がなされていない限り、鉄道会社への譲与による権原よりも優位にあり、鉄道会社への譲与自体が無効であると主張したのである<sup>42</sup>。

1937年、内務省内外での議論を経て、当該地においてワラパイが「インディアンの権原」を有するか否かが法廷で争われることになった。第一審裁判所と巡回控訴裁判所では、ワラパイ側が敗訴した。

## 2. 連邦最高裁判所判決の波紋

1941年、連邦最高裁判所は、「インディアン法と土地譲与の施行という点で重要な法律問題を含むため<sup>43</sup>」、上訴を受理した。地元アリゾナ州では、上訴が受理されたことに対して同州の法務総裁らが危機感を表明するなど、緊張が高まった。もし、占有の事実をもってワラパイの権原が承認されることになれば、アリゾナ州内の他の先住民の土地についても同様の問題が発生するおそれがあるからだった<sup>44</sup>。

この事件では、引き続き、アトランティック・パシフィック鉄道会社の後身のサンタフェ・パシフィック鉄道会社が、合衆国からの土地譲与による完全な権原を有しているのか否かが争われた。ワラパイとその後見としての合衆国は、北部アリゾナの係争地において、「インディアンの占有する権利」が侵害されていると主張した。それに対して、サンタフェ・パシフィック鉄道会社は、前身のアトランティック・パシフィック鉄道会社は1866年の法に基づく合衆国からの土地譲与に基づく十全なる権原を有していると反論した。

ダグラス (Douglas) 判事は、本件の訴訟原因の根底には、「係争地はワラパイの先祖伝来の土地である」という議論があるという点を確認した<sup>45</sup>。続いて、下級裁判所での判決について、次のように述べている。「巡回控訴裁判所は、メキシコ割譲地では、インディアンの占有する権利を一度も承認してこなかったため、ワラパイは、合衆国からの土地の被譲与者に対して有効なそのような権利を有していないと結論づけた<sup>46</sup>。」実際のところ、当時のメキシコ割譲地においては、非先住民の入植者のあいだでこのような主張が繰り返されていた。メキシコ割譲地では、合衆国の他の地

域とは異なり、メキシコ領時代に先住民に対して市民権が付与されていたため、合衆国領となった時点では「インディアンの権原」は消滅していたのだという論理であった。それに対し、連邦政府は一貫して反対の立場をとっていた。そのため、この論理の正当性をめぐってたびたび裁判所で争われてきた歴史があった。本件に関しては、下級裁判所においては、メキシコ割譲地ではインディアンの権原は承認されてこなかったという見解が支持されたのである。

しかし、連邦最高裁判所は、下級裁判所の判決を破棄し、次のように述べている。確かに、鉄道会社へ土地譲与を行うための1866年の法律において、合衆国は「インディアンの権原」を消滅することに同意している。しかし実際に、明示的にそのような消滅がなされていない場合には、鉄道会社への土地譲与は、「インディアンの占有する権利」に劣後すると述べた<sup>47</sup>。さらに、係争地に関して、ワラパイのみが占有する土地として「多くの部族が放浪する地と明確に区別しうる」という点で、ワラパイの先祖伝来の地であるということが事実として確立されているとして、「ワラパイは、その権原が消滅されていない限り、『インディアンの権原』を有しており、1866年の鉄道会社への土地譲与による権原に優越している。」と述べた<sup>48</sup>。この「インディアンの権原」について、先例のクレイマー対合衆国事件<sup>49</sup> (*Cramer v. United States*) を引用して、以下のように述べている。

「建国以来、連邦政府は、インディアンの占有する権利 (the Indian right of occupancy) を尊重してきた。その権利を消滅させることができるのは、合衆国のみである。」クレイマー対合衆国事件 (261 U.S. 219, 227)。この政策は、ジョンソン対マッキントッシュ事件 (8 Wheat. 543) 判決のなかで初めて確認され、その後も繰り返し承認されてきた。… [中略] …先のミッチェル対合衆国事件判決で述べられたように、インディアンの「占有する権利は、白人の単純不動産権 (fee simple) と同じく神聖なものとみなされる。」<sup>50</sup>

ちなみに、単純不動産権とは、不動産権 (estate) のいくつかの種類の中なかでも最大のもの、「すなわち相続人がいる限り、その相続人の種類を問わず承継され、存続しうる財産権<sup>51</sup>」のことである。また、本稿の冒頭ですでに確認したように、「インディアンの権原」(Indian title) とは、「特定のインディアン部族が超記憶的な占有 (immemorial occupancy) を理由に他のインディアン部族を排除して一定の地域を占有する権利<sup>52</sup>」を意味する。この判決では、1923年のクレイマー対合衆国事件判決を引用し、メキシコ割譲地においてもインディアンの占有する権利を承認してきたことが示されたのである<sup>53</sup>。

また、1865年のコロラド・リヴァー保留地の設立をもって、インディアンの権原は消滅しているとの鉄道会社側の主張に対しては、ダグラス判事は次のように述べている。

我々は、コロラド・リヴァー保留地の設立を通じて、連邦議会がワラパイを含む当該地域の先住民に対して、提案以上のことをしていたと示唆する公文書を探したが無駄だった。連邦

議会は、困難な問題への妥協策となることを期待しつつ、その提案をしたものと思われる。我々は、当該保留地の設立を通じて、連邦議会がワラパイが先祖伝来の地に対して有している諸権利を消滅することを意図していたと示唆するものを見つけることはできなかった<sup>54</sup>。

鉄道会社側は、1866年の土地譲与の一年前に、コロラド・リヴァー保留地が設立されたことをもって、ワラパイが有していた「インディアンの権原」は消滅したと主張していた。もし、インディアンの権原が消滅していれば、その後の合衆国による土地譲与に何の問題もないはずだった。合衆国の歴史において、土地譲与—合衆国の所有地である公有地を払い下げにより私人・私企業に譲与する—制度は、西部開拓の根幹をなすものである。その土地譲与によって当該地を所有している鉄道会社からみれば、土地譲与制度自体の信頼性をゆるがすものであった。しかし、連邦最高裁判所は、係争地におけるワラパイの「インディアンの権原」は認められると判示したのである。

#### IV. おわりに

「我々のインディアン法については、建国期から今日に至るまで、先住民自身が自らの土地の譲渡に関して言いたいことが多々あることを忘れてはならない<sup>55</sup>。」フェリクス・コーエンは、先住民の諸権利に関する論考のなかで、合衆国対サンタフェ・パシフィック鉄道会社事件に言及しつつこのように述べている。コーエンは、合衆国対サンタフェ・パシフィック鉄道会社事件では、法律家で盟友ともいべきネイサン・マーゴールド (Nathan R. Margold)、ウィリアム・ブロフィ (William A. Brophy)、リチャード・ハンナ (Richard H. Hanna) らとともに上訴趣意書を作成していた。本稿の冒頭で引用したように、やや軽快な語り口でフランスの格言を引用しながら、自らが直接かわった裁判について回顧していた。この訴訟には、やはり特別な思い入れがあったのだろう。

すでにみたように、合衆国対サンタフェ・パシフィック鉄道会社事件において、連邦最高裁判所はワラパイの「インディアンの権原」を認めた。合衆国(連邦議会)のみがワラパイの権原を消滅させることはできるが、連邦議会が明示的に係争地におけるワラパイの権原を消滅させたという記録はない。そのため、ワラパイは係争地において「占有する権利」を有していると判示されたのである。このように、当該地の「インディアンの権原」が消滅して公有地—合衆国の所有する土地—となっていないとみなされた場合、合衆国が「自らが所有していないもの」を民間企業へ譲与することは不可能なだった。

合衆国対サンタフェ・パシフィック鉄道会社事件における係争地は、ワラパイからみた先祖伝来の地のごく一部だった。そのため、この判決の意義は、ワラパイにとって象徴的なものにすぎなかったかもしれない。それでもなお、先住民にとって最も重要な財産である土地を守るうえでは、「インディアンの権原」を合衆国が承認することの重要性自体は否定できない。

先住民の諸権利に関する訴訟は、建国以来、全米各地で繰り返されてきた。なかでも、先住民の土地をめぐるのは、合衆国が領土を拡張するたびに新たな問題として再浮上してきた。このような土地問題は、地元の政治的・社会的情勢に影響を与え、あるいは影響を受けながら論争へと発展する傾向がみられた。実際のところ、1950年代には、連邦最高裁判所における「インディアンの権原」をめぐる訴訟では、コーエンらの主張とは異なる見解が支持されるケースが相次いだ<sup>56</sup>。1953年に生涯を閉じたコーエンは、残念ながら、その時勢に棹さすことはかなわなかった。しかし、コーエンが訴えてきた公の場に認知されることの重要性が先住民を含めて広く共有されたからこそ、今日に至るまで、法廷での問題提起が続いているのだといえるだろう。

付記： 本研究は、2017年度－2018年度の成蹊大学研究助成による研究成果の一部である。

## 註

- <sup>1</sup> Felix S. Cohen, "Original Indian Title," *Minnesota Law Review* 32 (December 1947): 28.
- <sup>2</sup> 初版は1942年である。Felix S. Cohen, *Handbook of Federal Indian Law*. 1982 ed., (Charlottesville, Va.: Michie, 1982).
- <sup>3</sup> United States, as Guardian of the Hualpai Indians of Arizona, v. Santa Fe Pacific Railroad Co., 314 U.S. 339 (1941).
- <sup>4</sup> ワラパイの英語表記は、1941年の裁判に関連する複数の公文書に限っても、HualpaiやWalapaiなど複数の表記がある。本稿の引用文中において表記ゆれがあるのはそのためである。
- <sup>5</sup> 314 U.S. 339.
- <sup>6</sup> 編者のコーエン自身がこの裁判に直接かかわっていたこともあるが、『連邦インディアン法事典』においてもこの判決はたびたび言及されている。Cohen, *Handbook*, 488-93, 513-14, 517-19.
- <sup>7</sup> 法学者の寺尾美子は、「豊富に存在する判例が、法学研究にとっただけではなく、アメリカ研究にとっても第一次資料としての性格を持つことが少なくない」と述べている。寺尾美子「第14章 法」五十嵐武士・油井大三元編『アメリカ研究入門 第3版』（東京大学出版会、2003年）、196頁。
- <sup>8</sup> Cohen, *Handbook*, 19.
- <sup>9</sup> 法律用語の定義については、以下の辞典を参照。田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）、439頁。
- <sup>10</sup> 田中編『英米法辞典』、600頁。
- <sup>11</sup> 田中編『英米法辞典』、649頁。
- <sup>12</sup> 一例として、以下の文献が挙げられる。有賀夏紀・油井大三元編『アメリカの歴史—テーマで読む多文化社会の夢と現実』（有斐閣、2003年）、第6章、第10章ほか；有賀夏紀『アメリカの20世紀（下）』（中公新書、2002年）、第6章；網野徹哉・橋川健竜編『南北アメリカの歴史』（放送大学教育振興会、2014年）、第12章。ブラウン判決とは、ブラウン対教育委員会事件（Brown v. Board of Education）判決の略称である。
- <sup>13</sup> 寺尾「法」、195頁。
- <sup>14</sup> Cohen, "Indian Title," 279.
- <sup>15</sup> 寺尾「法」、194頁。
- <sup>16</sup> 以下の2点は、本稿の主題との関連でとくに参照すべき論考である。Cohen, "Indian Title," 28; Felix S. Cohen, "The Spanish Origin of Indian Rights in the law of the United States," *The Georgetown Law Journal* 31, no.1(1942): 1-21.

- <sup>17</sup> Cohen, *Handbook*, 43, 309, 311, 422, 488-93, 513-14, 517-19, 527.
- <sup>18</sup> Charles F. Wilkinson, "Indian Tribes and the American Constitution," in *Indians in American History: An Introduction*, 2<sup>nd</sup> ed., eds. Frederick E. Hoxie and Peter Iverson (Wheeling: Harlan Davidson, 1998), 105.
- <sup>19</sup> Ibid.
- <sup>20</sup> Johnson and Graham's Lessee v. William McIntosh, 8 Wheat. 543 (1823); Cherokee Nation v. Georgia, 30 U.S. 1 (1831); Worcester v. Georgia, 31 U.S. 515 (1832).
- <sup>21</sup> Wilkinson, "Indian Tribes," 105.
- <sup>22</sup> Colin G. Calloway, *First Peoples: A Documentary Survey of American Indian History*, 4<sup>th</sup> ed. (Boston: Bedford/St. Martin's, 2012).
- <sup>23</sup> Laura Bayer, Floyd Montoya, and the Pueblo of Santa Ana, *Santa Ana: The People, the Pueblo, and the History of Tamaya* (Albuquerque: University of New Mexico Press, 1994).
- <sup>24</sup> Thomas R. McGuire, "Walapai," in Southwest, vol.10, *Handbook of North American Indians*, ed. Alfonso Ortiz (Washington: Smithsonian Institution, 1983), 25.
- <sup>25</sup> 高佐智美『アメリカにおける市民権—歴史に揺らぐ「国籍」概念』(勁草書房、2003年)、第II部第3章。
- <sup>26</sup> 藤田尚則『アメリカ・インディアン法研究 (I) —インディアン政策史』(北樹出版2012年)、同『アメリカ・インディアン法研究 (II) —国内の従属国』(北樹出版2013年)、同『アメリカ・インディアン法研究 (III) —部族の財産権』(北樹出版2017年)。
- <sup>27</sup> 岩崎佳孝「自治問題」阿部珠理編『アメリカ先住民を知るための62章』(明石書店、2016年)、61-65頁。
- <sup>28</sup> 南西部の事例については、以下の拙著を参照。水野由美子『<インディアン>と<市民>のはざま—合衆国南西部における先住社会の再編過程』(名古屋大学出版会、2007年)、序章、第1章。
- <sup>29</sup> 岩崎佳孝『アメリカ先住民ネーションの形成』(ナカニシヤ出版、2016年)、9、177頁。
- <sup>30</sup> 水野『<インディアン>と<市民>のはざま』、第1章、第3章；水野由美子「ヌエボ・メヒコからニューメキシコへ—合衆国による併合とネイティブ—国家関係の再編過程」『浸透するアメリカ、拒まれるアメリカ—世界史の中のアメリカにゼーション』(東京大学出版会、2003年)、138-156頁。
- <sup>31</sup> 詳細については、水野『<インディアン>と<市民>のはざま』、第3章、第4章。
- <sup>32</sup> Treaty of Peace, Friendship, Limits, and Settlement with the Republic of Mexico. 9 Stat., 922, 932.
- <sup>33</sup> カリフォルニアに約8万人、ニューメキシコ・アリゾナに約18万人が居住していたという。ただし、メキシコ割譲地の先住民の総人口については、数万人前後の誤差があるといわれており、研究者のあいだで合意に達していない。Carey McWilliams, *North From Mexico: The Spanish-Speaking People of the United States* (Praeger, 1948, reprinted, 1990), 189; D.W. Meinig, *Southwest: Three Peoples in Geographical Change, 1600-1970* (Oxford University Press, 1971), viii.
- <sup>34</sup> Congress, House, *Congressional Globe*, 38<sup>th</sup> Cong., 2d sess., 2 March 1865, 1320.
- <sup>35</sup> Ibid. ちなみに、この協議会には、“Yumas, Mojaves, Yapapais, Hualapais, and Chemihuevis”の長が出席した。
- <sup>36</sup> Ibid.
- <sup>37</sup> 13 Stat. 541.
- <sup>38</sup> 14 Stat. 292.
- <sup>39</sup> 314 U.S. 339, 354.
- <sup>40</sup> McGuire, "Walapai," 27; 314 U.S. 339, 357.
- <sup>41</sup> 43 Stat. 954. 後身のサンタフェ・パシフィック鉄道会社には、いわゆる「チェッカーボード」のように細分化された土地を区画整理をすることで、鉄道会社の所有地と保留地との境界線を整理したいという意向があった。
- <sup>42</sup> Cohen, "Original Indian Title," 277.
- <sup>43</sup> 314 U.S. 339, 344.

<sup>44</sup> Ibid., 278.

<sup>45</sup> Ibid., 344.

<sup>46</sup> Ibid., 345.

<sup>47</sup> Ibid.

<sup>48</sup> Ibid.

<sup>49</sup> *Cramer v. United States*, 261 U.S. 219 (1923).

<sup>50</sup> 314 U.S. 339, 345. 「」は原文のまま引用。

<sup>51</sup> 田中編『英米法辞典』、307頁。

<sup>52</sup> 田中編『英米法辞典』、439頁。

<sup>53</sup> 314 U.S. 339, 345.

<sup>54</sup> Ibid., 353.

<sup>55</sup> Cohen, “The Spanish Origin,” 19.

<sup>56</sup> 1950年代の動向については、別稿を期したい。この時期の代表的な事例としては、以下の連邦最高裁判所での判決が挙げられる。*United States v. Alcea Band of Tillamooks*, 341 U.S. 48 (1951)；*Tee-Hit-Ton Indians v. United States*, 348 U.S. 272 (1955).